事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第29条第２項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づく事業再生計画の進捗状況報告

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第29条第２項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づき、事業再生計画の進捗状況に関し、下記のとおり御報告致します。

１．平成　年　日における損益の概況（当初計画との比較、前年・前月対比等）
２．業務及び営業の状況
３．当初事業再生計画との比較（省令第28条第１項及び第２項に定める事業の再構築のための方策、自己資本の充実のための措置、資産及び負債並びに収益及び費用の見込みに関する事項、資金調達に関する計画、債務の弁済に関する計画、債務超過の解消及び経常損失の黒字化に係る進捗状況等）
４．平成　年　月における貸借対照表・損益計算書・資金繰実績表
５．その他重要事項

注１）事業再生計画の進捗状況に関しては、債務者の業種によって報告内容を適宜適切なものとすること。
注２）事業再生計画の進捗状況の報告は少なくとも６月に一度は行うこと。
備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第二（三関係）

年　月　日

殿

手続実施者の名称
住所
手続実施者の氏名　印

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第29条第２項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づく確認書

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第29条第２項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づき、下記について確認を行いました。

１．債務者の名称及び住所
２．債権者の名称及び住所
３．確認事項

調査の結果、事業再生計画案に関して事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第24条に規定する書面による意見（調査報告書）のとおり特段の問題は認められませんでした。また、次の事項について確認を行いました。

１　事業再生計画案が事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第29条第１項各号に掲げる要件を満たしていること。
２　事業再生計画案が事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第29条第２項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項に定めるそれぞれの要件を満たしていること。

注　手続実施者の氏名については連名とすること。
備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

○経済産業省告示第九号

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、債務者の有する資産及び負債に関する資産評定の基準を次のように定める。

平成二十六年一月十七日　経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評定に関する基準

一　目的

本基準は、債務者の実態的な財政状態を明らかにして債務者の再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる債務者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、債務者に対して債権放棄等の金融支援を行う債権者の経済合理性を満たすような公正かつ適正な債務処理を行うための手続の一環として、公正な価額による債務者の有する資産及び負債の価額の評定を行うために定める。

二　評定の原則

「一　目的」に鑑み、本評定では、債務者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む。）の算出に当たっては、原則として、時価により評定するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評定方法を定めるものとする。ただし、今後継続的に使用しない資産については、処分価額により評定することができる。

また、債務者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定するものとする。

なお、本評定を行うに当たっては、適切な評定基準日を設定することとする。また、当初の評定から事業再生計画の成立までに事情の変更があった場合には、当該変更が評定に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評定基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。

三　用語の定義

イ　時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額をいう。ただし、代替的又は特定的にその他の価額による場合があるものとする。

公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。

ロ　処分価額とは、継続を前提とする企業が資産譲渡を行う場合の売却見積額又は回収見積額から売却又は回収等の処分により負担する可能性のある取引費用を控除した価額をいう。

ハ　正味実現可能価額とは、資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額であり、売価（販売見込額）からアフター・コストを控除した価額をいう。

ニ　正味売却価額とは、資産又は資産グループの売却価額から処分費用見込額を控除した価額をいう。

ホ　一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。

ヘ　貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。

ト　破産更生債権等とは、経営破綻又実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

四　売上債権については、原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。貸倒見積額の算定は次の通りとする。

イ　一般債権については、原則として過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積額を算定する。ただし、評定基準日以降の回収実績による算定も可能とする。

ロ　貸倒懸念債権については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する。

ハ　破産更生債権等については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積額とする。また、清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取扱う。

ニ　子会社等の関係会社に対する売上債権に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。